

森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



開示決定等期間延長通知書

令和8年3月11日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

行政文書の件名又は内容	令和5年2月以降に舞鶴市が行った情報公開請求に係る開示決定期限の延長について、次の行政文書一切。 1.開示決定期限延長の決定に関する起案文書 2. 情報公開制度事務手引 市民オンブズマンまいづる宛ての情報公開請求も含まれます。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する決定期間	令和8年3月11日から 令和8年3月25日まで
延長後の決定期間	令和8年3月11日から 令和8年5月8日まで
延長の理由	開示請求に係る行政文書の整理に時間を要し、15日以内に開示決定をすることが困難であるため。
担当部課等	総務部 総務課 電話番号 0773-66-1044(内線1356)
備考	



様式第1号 (第3条関係)

令和8年3月11日

舞鶴市長、舞鶴市教育長、舞鶴市議会議長 様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者(連絡先) 氏 名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆、古田徹

電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和5年2月以降に舞鶴市が行った情報公開請求に係る開示決定期限の延長について、次の行政文書一切。 1. 開示決定期限延長の決定に関する起案文書 2. 情報公開制度事務手引 市民オンブズマンまいづる宛ての情報公開請求も含まれます。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	情報公開制度の適正な運用状況及び開示決定期限延長の実態を検証し、市政の透明性及び市民の知る権利の保障を確保するため。
※ 受付年月日	令和8年3月11日
※ 担当部課等	総務部 総務課 電話番号 0773-66-1044 (内線)
※ 備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。